

# 令和6年度不正防止計画

## 第1節 機関内の責任体系の明確化

### 1. 競争的研究費等の運営・管理に関わる責任体系の明確化

不正の発生要因となる項目	不正防止計画	関連事務担当部署
組織としての責任体系が曖昧であり、責任者の交代等により責任の所在が不明確になる	<ul style="list-style-type: none"> <li>「久留米大学における研究活動に係る不正行為の防止に関する規程」を制定し、責任体系を明確にしているが、より分かりやすくするため、新たに「研究活動に係る不正行為防止に関する責任体系図」を作成し、ホームページ等で学内外に周知・公表する。</li> <li>定期的に各責任者に対し、大学評議会等を通じて、意識向上のための啓発を行う。</li> <li>責任者の交代等に際しては引継ぎ等を明確に行い、責任意識の低下を防止する。</li> </ul>	産学官連携推進室、内部監査室

### 2. 監事に求められる役割の明確化

不正の発生要因となる項目	不正防止計画	関連事務担当部署
監事に求められる役割が不明確	<ul style="list-style-type: none"> <li>監事は不正防止に関する内部統制の整備、運用状況について機関全体の観点から確認した事項、モニタリングや内部監査によって明らかになった不正発生要因が不正防止計画に反映されているか、また、不正防止計画が適切に実施されているかを確認のうえ、理事会等において意見を述べる。</li> </ul>	産学官連携推進室、内部監査室、総務課

## 第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

### 1. コンプライアンス教育・啓発活動の実施（関係者の意識の向上と浸透）

不正の発生要因となる項目	不正防止計画	関連事務担当部署
研究倫理及びコンプライアンスに対する構成員の知識、理解不足	<ul style="list-style-type: none"> <li>競争的研究費等の運営、管理に関わる全ての構成員を対象とした研究倫理、コンプライアンス教育を実施し、併せて研究活動に係る誓約書の提出を求める。</li> <li>昨年度に引き続き、四半期に1回程度の定期的な啓発活動を行い、研究活動への意識の向上と浸透を図る。</li> </ul>	産学官連携推進室、内部監査室、医務課、医教務課、看護・医療検査学科事務室、御井庶務課、御井教務課

### 2. ルールの明確化・統一化

不正の発生要因となる項目	不正防止計画	関連事務担当部署
競争的研究費等の適正な執行を行う意識不足による不正発生	<ul style="list-style-type: none"> <li>前年度に実施された科学研究費助成事業等の経理に関する業務監査の結果及び手続きに関する問合せの多い事項について、「久留米大学競争的研究費に係る研究費使用マニュアル」や「各種研究費取扱いマニュアル」等に反映させ、見直しを行う。</li> <li>競争的研究費等により謝金、旅費等の支給を行う研究者や支給を受ける学生等に対するルールの周知徹底を継続して行い、学生等が意図せず不正に関与することを防ぐ。</li> </ul>	産学官連携推進室、給与厚生課、用度課、内部監査室、医務課、医図書課、看護・医療検査学科事務室、御井庶務課、御井図書課、医療センター管理課

### 3. 職務権限の明確化

不正の発生要因となる項目	不正防止計画	関連事務担当部署
恣意的な判断で不適正な研究費の執行が行われる	<ul style="list-style-type: none"> <li>競争的研究費等の事務処理に関する構成員について、引き続き、関連規程等と乖離が生じないよう適切な決裁手続等を継続する。</li> </ul>	産学官連携推進室、給与厚生課、用度課、医務課、医図書課、看護・医療検査学科事務室、御井庶務課、御井図書課、医療センター管理課

### 4. 告発等の取扱い・調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化

不正の発生要因となる項目	不正防止計画	関連事務担当部署
告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程等の理解不足	<ul style="list-style-type: none"> <li>告発の方法及び告発者の保護を徹底していることについて、ホームページ等による周知を継続する他、不正行為に関する申し立て窓口、懲戒に特化したポスター作成を行い、理解を深める。</li> </ul>	内部監査室、産学官連携推進室

### 第3節 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

#### 1. 不正防止計画の推進を担当する者又は部署の設置

不正の発生要因となる項目	不正防止計画	関連事務担当部署
不正防止計画の推進を担当する部署が周知されず、責任体系が曖昧 監事が不正防止計画の内容の適正性、実行状況を把握できない	<ul style="list-style-type: none"> <li>防止計画推進部署（産学官連携推進室）は、統括管理責任者とともに、機関全体の具体的な対策（不正防止計画、コンプライアンス教育、啓発活動等の計画を含む。）を策定、実施し、実施状況を確認するとともに、広く周知する。</li> <li>産学官連携推進室は監事へ必要な情報を提供するとともに、不正防止計画に関する意見交換を行う。</li> </ul>	産学官連携推進室、医庶務課、御庶務課

#### 2. 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定及び実施

不正の発生要因となる項目	不正防止計画	関連事務担当部署
不正発生要因を十分に把握しないと不正防止計画に適正に反映されず、不正防止計画の実効性が伴わない	<ul style="list-style-type: none"> <li>防止計画推進部署（産学官連携推進室）は内部監査室と密接に連携し、不正発生要因の把握に努め、不正防止計画に反映させる。</li> <li>防止計画推進部署は部局等と協力しつつ、主体的に不正防止計画を実施する。</li> </ul>	産学官連携推進室、内部監査室、用度課、医庶務課、看護・医療検査学科事務室、御井庶務課、医療センター管理課

### 第4節 研究費の適正な運営・管理活動

不正の発生要因となる項目	不正防止計画	関連事務担当部署
予算執行状況が適切に把握されていない 取引業者が、研究者と必要以上に緊密な関係を持つことが癒着を生み、不正な取引に発展する	<ul style="list-style-type: none"> <li>予算の執行状況を定期的に確認し、予算執行が当初計画に比較して著しく遅れている場合は改善を求める。</li> <li>研究費の翌年度への繰越や残額の返還に関して、ホームページや説明会等で周知を図る。</li> <li>一定の基準を満たす取引業者に対して、取引に関するルールと不正に対する取組を周知し、研究不正等に関与しないこと等を誓約する誓約書提出の徹底を図る。</li> <li>換金性の高い物品は台帳等により適切に管理し、翌年度以降に一定割合を無作為抽出して現物確認を行う。</li> </ul>	産学官連携推進室、内部監査室、用度課、医庶務課、看護・医療検査学科事務室、御井庶務課、医療センター管理課、給与厚生課、経理課

### 第5節 情報発信・共有化の推進

不正の発生要因となる項目	不正防止計画	関連事務担当部署
研究費執行のルールに関する相談窓口及び不正に関する告発窓口が十分に周知されていない 不正防止に関する取組が外部公表されておらず情報の共有がされていない	<ul style="list-style-type: none"> <li>相談窓口及び告発窓口について、ホームページや説明会等で周知を図る。</li> <li>研究不正の防止に係る取組に関する情報や指針等について、ホームページに掲載し、随時更新を行う。</li> </ul>	産学官連携推進室、内部監査室、用度課、医庶務課、看護・医療検査学科事務室、御井庶務課、医療センター管理課

### 第6節 モニタリングの在り方

不正の発生要因となる項目	不正防止計画	関連事務担当部署
実効性あるモニタリングが実施されず、形骸化している 不正が発生するリスクに対するリスクアプローチ監査が実施されていない	<ul style="list-style-type: none"> <li>内部監査室は、監事及び会計監査人との連携強化を図り、意見交換を行い、内部監査の質の向上に努める。</li> <li>不正が発生するリスクに対して重点的にサンプルを抽出し、リスクアプローチ監査を実施し、組織的牽制機能の充実・強化を図る。</li> <li>防止計画推進部署（産学官連携推進室）は、内部監査結果をコンプライアンス教育及び啓発活動に活用し、周知を図り、機関全体として同様のリスクが発生しないよう徹底する。</li> </ul>	内部監査室、産学官連携推進室